

報道機関各位

客引き行為等の適正化に関する条例 違反者の氏名等の公表について

令和4年12月に「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」が全部施行され、指定された禁止区域内では、全ての業種による客引き行為等が禁止となりました。

命令に違反した場合は、5万円の過料及び氏名等の公表を行うものとしており、施行後初の氏名等の公表を下記のとおり行いましたので、お知らせいたします。

なお、本条例では、客引き行為等を行った者だけではなく、行わせた者も罰則等の対象となります。

記

- 1 命令違反したもの 住 所：福岡県古賀市美明
氏 名：町田 周大
- 2 違反行為に係る店舗等 住 所：北九州市小倉北区魚町一丁目4番1号9F
店舗名：個室居酒屋 家康

5 公表の原因となる事実

令和5年6月1日付けで条例第10条の規定による客引き行為を行わせないことの命令を受けたが、該当命令に違反して、同年7月28日午後8時10分頃、北九州市小倉北区魚町一丁目3番付近の路上において、客引き行為を行わせたもの。

6 公表日

令和5年8月30日（水） 8時45分

7 公表に用いる媒体

- (1) 北九州市公報
(2) 安全・安心推進課ホームページ

URL：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14700168.html>



ホームページ
QRコード

【お問合せ先】

市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
電話 093-582-2911
担当 印（課長）、濱本（係長）